

改正内容

【改正の理由】

成年後見業務等において、行政書士事務所の履歴を求められるケースがあることから、これに対応するため、新たに「行政書士事務所登録履歴証明書」を発行するものとする。

第 28 条の 2 の次に次の一条を加える。

(行政書士事務所登録履歴証明書)

第 28 条の 3 第 28 条の規定は行政書士事務所登録履歴証明書に準用する。この場合において「登録事項証明申請書」(様式第 32-1 号)は「行政書士事務所登録履歴証明申請書」(様式第 39 号)、「登録事項証明書」(様式第 32-2-1 号または様式第 32-2-2 号)は「行政書士事務所登録履歴証明書」(様式第 40 号)、「登録事項証明書申請受理簿」(様式第 33 号)は「行政書士事務所登録履歴証明申請受理簿」(様式第 41 号)、及び「登録事項証明申請受付簿」(様式第 34 号)は「行政書士事務所登録履歴証明申請受付簿」(様式 42 号)と読み替えるものとする。

様式第 39 号から第 42 号を追加する。

附則 この規則は、令和 6 年 4 月 24 日から施行する。

新旧対照表

改正案	現 行
(行政書士事務所登録履歴証明書) 第 28 条の 3 第 28 条の規定は行政書士事務所登録履歴証明書に準用する。この場合において「登録事項証明申請書」(様式第 32-1 号)は「行政書士事務所登録履歴証明申請書」(様式第 39 号)、「登録事項証明書」(様式第 32-2-1 号または様式第 32-2-2 号)は「行政書士事務所登録履歴証明書」(様式第 40 号)、「登録事項証明書申請受理簿」(様式第 33 号)は「行政書士事務所登録履歴証明申請受理簿」(様式第 41 号)、及び「登録事項証明申請受付簿」(様式第 34 号)は「行政書士事務所登録履歴証明申請受付簿」(様式 42 号)と読み替えるものとする。	<新設>